

令和 2 年（2020 年）4 月 30 日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

令和 2 年（2020 年）5 月 7 日以降の本市保育所等の対応について

日頃から本市の保育・教育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多くの保護者の皆様にご自宅での保育にご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

本市では、国の緊急事態宣言を受けて、市内の保育所等を利用する保護者に対し、令和 2 年（2020 年）5 月 6 日まで、ご自宅で保育が可能な場合は登園自粛の要請を行ってきました。緊急事態宣言の解除や期間延長については、今後国において判断される予定ですが、本市では、5 月 7 日以降の保育所等の対応について、下記のとおりとしましたのでお知らせします。保護者の皆様には、引き続きご負担をお掛けすることになりますが、新型コロナウイルス感染症から大切な子どもたちを守るため、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 登園自粛要請期間の延長

新型コロナウイルス感染症の早期収束を見通すことが困難な状況にあることから、乳幼児及び保育士等の安全確保のため、**登園自粛要請期間を令和 2 年（2020 年）5 月 31 日（日）まで延長し、規模を縮小した運営を継続します。**

在宅勤務で子どもを見ることができる場合や、育児休業中や求職中、仕事を休んでご自宅にて保育が可能な場合には、引き続き、登園の自粛や、登園した場合でも早めのお迎えをお願いします。

また、育児休業中の保育施設利用決定者については、最大 9 月末日まで復帰期限を延長できることとしました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/002/004/p026631.html>

2 保育料について（0～2 歳児クラスの園児の保護者で減免対象となる保育料のある方）

市からの要請に基づき登園を自粛された場合で、**5 月末日までに「利用者負担額（保育料）減免申請書」を在籍園に提出いただいた方については、保育所等を欠席した日数に応じて日割り計算を行い、翌月以降の保育料に充当または還付します。**

※「利用者負担額（保育料）減免申請書」の様式は在籍園で受け取るか、上記の市ホームページからダウンロードしてください。

※郵送による提出も可（当日消印有効）としますが、郵送事故の責任は負いかねますので、簡易書留など記録の残る方法でお願いします。

※八王子市外にお住いの方については、居住自治体にお問い合わせください。

3 給食費について

給食費は、保護者が各施設との契約に基づきお支払いいただいていることや、食材の発注方法などが施設によって異なるため、在籍園にお問い合わせください。

4 その他

今回の対応については、令和 2 年（2020 年）4 月 30 日時点の取扱いであり、国や東京都の要請の内容によっては対応を見直す場合があります。